

第10期 貸借対照表・損益計算書

千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19  
**ナノキャリア株式会社**  
 代表取締役社長 中 富 一 郎

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b><u>1,384,119</u></b>	<b>流動負債</b>	<b><u>374,413</u></b>
現金預金	1,080,403	買掛金	8,667
売掛金	17,852	短期借入金	300,000
有価証券	220,233	未払金	29,615
原材料	36,702	未払費用	26,689
未収消費税等	13,322	未払法人税等	5,648
前払費用	15,504	預り金	2,996
その他	100	新株引受権	795
		<b>負債合計</b>	<b><u>374,413</u></b>
<b>固定資産</b>	<b><u>28,281</u></b>	<b>(資本の部)</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b><u>13,795</u></b>	<b>資本金</b>	<b><u>1,583,805</u></b>
建物附属設備	30,713	<b>資本剰余金</b>	<b><u>1,564,372</u></b>
機械装置	229,352	資本準備金	1,564,372
器具備品	16,063	<b>利益剰余金</b>	<b><u>△2,110,190</u></b>
減価償却累計額	△262,334	当期未処理損失	2,110,190
<b>無形固定資産</b>	<b><u>2,887</u></b>		
特許権	446		
電話加入権	149		
ソフトウェア	2,290		
<b>投資その他の資産</b>	<b><u>11,598</u></b>		
長期前払費用	2,542		
敷金	9,056	<b>資本合計</b>	<b><u>1,037,986</u></b>
<b>資産合計</b>	<b><u>1,412,400</u></b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b><u>1,412,400</u></b>

# 損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
経常損益の部の損益の部	営業収益	
	売上高	107,856
	営業費用	
	売上原価	107,407
	販売費及び一般管理費	802,066
		909,474
	営業損失	801,617
	営業外収益	
	受取利息	265
	雑収入	364
	630	
営業外費用		
支払利息	30	
為替差損	1,129	
新株発行費	1,595	
雑損失	100	
	2,856	
経常損失	803,843	
特別損益の部	特別損失	
	固定資産除却損	5,103
	減損損失	163,483
		168,587
税引前当期純損失		972,430
法人税、住民税及び事業税		1,900
当期純損失		974,330
前期繰越損失		1,135,859
当期末処理損失		2,110,190

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券で時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料 個別法による原価法によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～22年

機械装置 7年～13年

器具備品 3年～15年

無形固定資産 定額法によっております。

長期前払費用 定額法によっております。

### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

### (5) 外貨換算

短期外貨建金銭債権債務は、期末日レートで円貨に換算されております。

### (6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

### (固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以降開始する営業年度から実施されることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。

これにより税引前当期純利益が163百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき合算間接控除しております。

### 3. 貸借対照表注記

(1) 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債に係わる新株引受権

	新株引受権残高	行使価額	発行すべき株式の種類
無担保第1回新株引受権付社債	45百万円	25,000円	普通株式
無担保第2回新株引受権付社債	4百万円	25,000円	普通株式
無担保第3回新株引受権付社債	60百万円	50,000円	普通株式

(2) 旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権

株主総会の決議日	平成14年1月17日
発行すべき株式の種類	普通株式
新株引受権残高	225百万円
発行価額(行使価額)	50,000円

(3) 資本の欠損の額 2,110,190千円

### 4. 損益計算書注記

- (1) 1株当たりの当期純損失 17,726円56銭  
1株当たりの当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 当期純損失        | 974,330千円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | 974,330千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 54,964株   |